

◆場 所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院  
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

## 1.3 障害者虐待防止対策等について

### (1) 障害者虐待防止対策支援事業について

障害者に対する虐待防止の取組については、従来より機会あるごとに要請してきているところであるが、近年においても数々の事件が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制の強化等障害者虐待防止への取組強化が喫緊の課題となっている。

このため、厚生労働省としては、平成22年度から、「障害者虐待防止対策支援事業」を創設したところであるが、事業の実施状況が非常に低調であり、一部の自治体による実施に限られたところである。

このような状況を踏まえ、平成23年度においては、障害者虐待防止の取組を推進するため、

- ・ 障害者虐待防止に関する法整備がなされていないため、各自治体において予算措置が極めて困難な状況にあることを踏まえ、暫定的に補助率を定額とするとともに
- ・ 実施主体を都道府県から市町村にも拡大

することとしている。

については、全都道府県において研修などの事業を積極的に実施していただくとともに、新たに実施主体となる市町村に対しての事業実施に当たっての支援をお願いする。

なお、平成23年度においても、国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修事業」を実施することとしており、具体的な日程（現時点では、平成23年10月～11月、3日間程度を予定）等については、別途連絡する予定である。（関連資料1.3（102,103頁））

### (2) 障害者（児）福祉施設における人権侵害の防止等について

#### ① 人権侵害の防止等について

今年度、複数の障害者（児）福祉施設において、職員による利用者への性的虐待や身体的虐待などの権利侵害行為が行われていたことが都道府県の指導監査により確認され、これらの施設に対し「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）に違反するとして都道府県知事が改善勧告を行った事例が報告されているところである。

障害者（児）の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設においてこのような事件が起きることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同

種施設までもが社会の不信感を被ることともなり、看過し難い問題である。

このような事件を未然に防止するため、これまで「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号)、「障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について」(平成20年3月31日障発0331018号)により、従前からお願いしてきたところであるが、今年度に入り、複数の障害者(児)福祉施設において権利侵害行為が発生したことから、「障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について」(平成22年9月21日付事務連絡)を発出し、利用者の権利擁護の周知徹底並びに適切な指導及び助言をお願いしたところである。

各都道府県等におかれては、引き続き、障害者(児)に対する権利侵害行為の未然防止に努めていただくとともに、虐待に関する情報を得たときは、虐待を受けた障害者(児)の保護、施設内の調査、虐待の行われた施設に対して、改善命令、事業停止、許可取消等の厳正な対応を図られたい。

また、改善命令を行った障害者(児)福祉施設については、随時確認監査を実施し、確実な是正が図られるよう十分な指導をお願いしたい。

なお、障害児施設における被措置児童等の権利擁護を図るため、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」(平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)を発出しているところであり、都道府県等におかれては、引き続き、関係部局等と連携し、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただくようお願いする。

## ② 苦情解決の取組について

### ア 事業者段階における取組について

障害者(児)施設の最低基準において、利用者等の権利擁護の観点から、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至り得ることを考えた場合、苦情解決の仕組みは利用者の権利を擁護する上できわめて重要な位置を占めるものである。

各都道府県におかれては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもとより、障害者(児)やその家族には、支援を受けている施設への遠慮から直接苦情を言いにくいという指摘があることから、都道府県、市町村、児童相談所などの行政相談における苦情の受付、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会における苦情解決制度の活用などの周知を図られたい。

### イ 運営適正化委員会における苦情解決の取組について

運営適正化委員会については、利用者と事業者の双方で話し合っても